

○子供・子育て支援部所管施設

	施設名	施設種別	所在地	指定管理者名	指定期間	総合 評価	評価内容
1	東京都石神井学園	児童養護施設	練馬区石神井台 3－35－23	社会福祉法人 東京都社会福祉 事業団	令和2年4月 ～ 令和12年3月	B	《総評》 当該施設に必要な管理運営業務を概ね適切に遂行している。 《評価のポイント等》 ○虐待による重篤な愛着障害等の症状を有する児童を対象として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能モデル事業」を実施し、児童の原籍施設復帰等を支援してきた。これまで積み重ねてきた実績・効果の検証や、関係機関等との協議が実を結び、令和7年度からの本格実施に繋がった。 ○児童養護施設出身の弁護士による研修を実施。講師が事前に全寮の子供や職員と対話する機会を設け、園の実情を踏まえた内容とするとともに、ルールやペナルティに頼らない支援のあり方を中心にグループワーク等を通じ共有することで、園全体の権利擁護意識の向上へ寄与した。 ○職員定着に資するアイデアの1つとして、事務所内に「LOVOT」を導入し、支援の合間に職員が心を落ち着ける場を持てるよう工夫した。また、児童と職員双方がLOVOTと交流できる機会を設けたことで、園内の雰囲気明るくなり、働きやすい環境づくりに貢献している。 《要改善事項等》 ※対応済 ○職員による児童に対する不適切事案が発生した。園全体で支援の振り返りを行い、人権意識醸成のための取組や、園として支援のスタンダードを検討し、全寮のルールの総点検を行うなど、支援の充実に向けて取組改善を図った。 《特命要件の継続》 ○公的役割を果たす施設として、都の政策との連動性及び管理運営の特殊性が高く、利用者への長期的な安定したサービス提供が求められるため、特命要件は継続している。
2	東京都 小山児童学園	児童養護施設	東久留米市野火止 2－22－26	社会福祉法人 東京都社会福祉 事業団	令和2年4月 ～ 令和12年3月	A	《総評》 当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行しており、優れた取組も認められる。 《評価のポイント等》 ○スーパーバイザーと児童精神科医による毎月の巡回相談を活用することで、支援困難な児童への対応強化に繋がった。特に、医師の助言を支援者間の共通理解とするため、医師の協力の下で作成した動画「こどもの育ちを支える」を事前視聴する等の工夫を図り、専門的支援の質を向上させた。 ○児童の意見・要望等を汲み取った丁寧な支援の実践が成果として現れ、第三者評価における児童満足度調査の全15項目中12項目において、過去3年間で最も高い数値となった。 ○社会的需要や高齢児支援の更なる充実を図るため、新設グループホームの設置に向けた検討・準備を進め、今後の設置・運営開始の目途を立てた。 《特命要件の継続》 ○公的役割を果たす施設として、都の政策との連動性及び管理運営の特殊性が高く、利用者への長期的な安定したサービス提供が求められるため、特命要件は継続している。

	施設名	施設種別	所在地	指定管理者名	指定期間	総合 評価	評価内容
3	東京都船形学園	児童養護施設	千葉県館山市船形1377	社会福祉法人 東京都社会福祉 事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	B	《総評》 当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行している。 《評価のポイント等》 ○権利擁護の観点から、児童のプライバシー配慮が適切かつ有効に実施されることを目的に、園内の環境整備や安全配慮に関するガイドラインを作成した。これを踏まえ、新たに弁護士による権利擁護研修を開催するなど、改めて日常の支援を振り返る機会とした。 ○これまで培ってきた地域基幹病院との関係を発展させ、令和6年度から小児科医によるスーパーバイズ研修への協力に関する協定を締結し、児童支援に関する助言等を得るほか、医療的支援や相互の理解促進等のための連携強化を進めた。 ○より多くの高年齢児童が将来の社会的自立を見据え、その特性に応じた個々の支援を受けられるよう、休止中のグループホームの運営を再開した。 《特命要件の継続》 ○公的役割を果たす施設として、都の政策との連動性及び管理運営の特殊性が高く、利用者への長期的な安定したサービス提供が求められるため、特命要件は継続している。
4	東京都八街学園	児童養護施設	千葉県八街市八街に151	社会福祉法人 東京都社会福祉 事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	A	《総評》 当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行しており、優れた取組も認められる。 《評価のポイント等》 ○被虐待を理由とする入所が多く、入所児童の多くが非社会的行為があり、情緒的な問題を有している。また、暴力、万引き等の反社会的行為のある児童及び服薬管理等が必要な児童の割合も約7割となっている。その様な状況下でも、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関と連携しながら、医療的・心理的ケア等の専門的支援の向上を図っている。 ○トラウマを抱えた児童への支援力向上に向け、新たに施設支援プランモデル事業を活用し、児童の安全安心を保障していく視点を学ぶためコンサルテーションを受けた。また、現場職員が主体的にマルトリートメント防止研修を企画し、ルールや制限のみに頼らない支援の構築に向け、客観的な視点を持って日常支援を振り返り、勤続年数により異なった課題等を再確認し合う機会を設けた。 ○施設の小規模化及び地域分散化の一層の推進を図るため調整を行い、グループホーム新設の方向に目途をつけた。 《特命要件の継続》 ○公的役割を果たす施設として、都の政策との連動性及び管理運営の特殊性が高く、利用者への長期的な安定したサービス提供が求められるため、特命要件は継続している。

	施設名	施設種別	所在地	指定管理者名	指定期間	総合 評価	評価内容
5	東京都勝山学園	児童養護施設	千葉県安房郡鋸南町下佐久間1469	社会福祉法人 東京都社会福祉 事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	B	《総評》 当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行している。 《評価のポイント等》 ○新人・若手職員が中心となり、園行事の企画立案から総括までを職員同士が体験し、時間を共有すること等により一体感の醸成や、仕事へのモチベーションに繋がっている。また、「チーム勝山」を合言葉に、活発なコミュニケーションと意見を言いやすい環境づくりに取り組んだ結果、昨年度は支援部門から退職者が出なかった。 ○対面で自分の意見を表出しにくい児童も意見表明できるよう、園独自の利用者満足度調査「ほんとのきもちアンケート」を継続実施した。アンケート結果は読みやすい冊子としてまとめて、職員のメッセージとともに児童へフィードバックした。また、職員間でも共有し真摯に受け止め、支援体制点検の一助としている。 ○学園行事への招待、地区祭礼や小中学校の除草作業等環境美化運動、災害時の相互応援などを通じて地域との交流・連携を一層促進させ、地域の一員として責任と役割を果たしている。 《特命要件の継続》 ○公的役割を果たす施設として、都の政策との連動性及び管理運営の特殊性が高く、利用者への長期的な安定したサービス提供が求められるため、特命要件は継続している。
6	東京都片瀬学園	児童養護施設	神奈川県藤沢市片瀬4－9－38	社会福祉法人 東京都社会福祉 事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	B	《総評》 当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行している。 《評価のポイント等》 ○虐待の防止に向け、児童に対し相談できる場所・窓口について案内するとともに、各寮の子ども会議等において、お互いの権利について話し合う機会を設けるなど、児童の安全・安心を守る取組の強化を行った。 ○児童の課題行動の対応等、現場が疲弊する前に園全体の課題として対応している。具体的には支援者支援の考えに基づき、緊急の園内会議や棟総括、支援GL の協力体制の構築等を行い、1年を通して離職はなかった。 ○職歴に応じた小グループに分かれ、選択したテーマを基に相互学習を深め、職場に還元することを目的とした横割り研修を実施した。5グループに分かれ学習会を行い、テーマ(アセスメント、チームの心理的安全性・リーダーシップ論、会議進行ファシリテーター、愛着再構成、記録の書き方・引継ぎ)をチームで学び、どのように園に還元できるか実践報告まで1年を通じ取り組み、専門性と資質の向上に繋がった。 《特命要件の継続》 ○公的役割を果たす施設として、都の政策との連動性及び管理運営の特殊性が高く、利用者への長期的な安定したサービス提供が求められるため、特命要件は継続している。

【問合せ先】
(子供・子育て支援部所管施設)
福祉局子供・子育て支援部育成支援課 六串・藤原
電話 03-5320-4120・4134(直通) 都庁内線 32-610・657

施策推進部所管施設

	施設名	施設種別	所在地	指定管理者名	指定期間	総合 評価	評価内容
7	東京都 東村山福祉園	福祉型障害児 入所施設	東村山市萩山町 1－35－1	社会福祉法人 東京都社会福祉 事業団	令和5年4月 ～ 令和10年3月	C	《総評》 当該施設に必要な管理運営業務に、良好でない点が認められた。 《評価のポイント等》 ○民間では対応が困難な強度行動障害のある児童や、医療的ケアが必要な児童を受け入れ、専門的な支援を提供している。また、高等部卒業後に地域や成人施設に円滑に移行できるよう、関係機関との連携を密に行い、必要な情報の収集・共有や移行先の確保等に積極的に取り組み、7名の移行を実現した。 ○外部専門家によるコンサルテーションを実施したり、利用者とのコミュニケーションにおいては、絵カードや写真等を活用したりすることで、「予期不安」を軽減し、虐待等の不適切支援の防止・利用者の権利擁護に努めている。 ○実習時に、各利用者の特性や課題に応じた支援の提供方法を示したり、園行事等への参加を促したりすることで、園で働くことの魅力の発信・人材確保に継続的に取り組んでいる。 《要改善事項等》 ○職員による入所児童への虐待認定事案が発生した。全職員を対象とした虐待防止研修の徹底やセルフチェック・アナザーチェックアンケートを実施したほか、緊急時の応援体制や機動的な勤務体制が確保できる仕組みづくりを行う等、環境面の整備も進めることで再発防止に取り組んでいる。 《特命要件の継続》 ○セーフティネットとしての都立施設の役割を果たすため、利用者支援及び施設運営について安全性と継続性を考慮していく必要があり、特命要件は継続している。
8	東京都七生福祉園	福祉型障害児 入所施設 障害者支援施設	日野市程久保843	社会福祉法人 東京都社会福祉 事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	A	《総評》 当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行しており、優れた取組も認められる。 《評価のポイント等》 ○利用者の特性や状態に応じた日中活動が実現できるよう、活動班の運営を工夫して行っている。多職種が連携したプログラムの実施や利用者による缶バッジの制作等を新規に行うことで日中活動の充実に取り組んでいる。 ○児童自活寮で金銭管理等の自活訓練や生活の基礎を築くためのサポートを行うなど、地域で自立した生活が送れるよう、支援及びアフターケア等を行っている。また、令和7年4月の女子地域移行寮の開設に向けて、支援体制や関係機関等との調整を丁寧に行い準備を進めた。 ○虐待防止研修や「よりよい支援事例集」を作成し活用するなど、権利擁護検討委員会等の活動を通じた利用者の権利擁護を徹底した。また、夜勤帯の職員の増配置や緊急時の連絡手段を導入するなど、夜間の支援体制を強化することで、職員の負担軽減や利用者支援の充実に取り組んでいる。 《特命要件の継続》 ○セーフティネットとしての都立施設の役割を果たすため、利用者支援及び施設運営について安全性と継続性を考慮していく必要があり、特命要件は継続している。

	施設名	施設種別	所在地	指定管理者名	指定期間	総合 評価	評価内容
9	東京都千葉福祉園	福祉型障害児 入所施設 障害者支援施設	千葉県袖ヶ浦市 代宿8	社会福祉法人 東京都社会福祉 事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	B	《総評》 当該施設に必要な管理運営業務を概ね適切に遂行している。 《評価のポイント等》 ○児童施設廃止に向け、個々の児童の意向や課題を踏まえ、児童相談所、学校、病院等の関係機関との連携を図ることで、地域移行対象児童全員を安心して新しい生活の場に移行させることができた。 ○利用者の権利擁護を推進するため、「にこりほっと報告」「サンクスカード」「コミュニケーションのロールプレイング」等のポジティブな取組を継続するとともに、新たに『いれる つなぐ とどくBOX』を設置することで、部署の違い等を超え、感謝の気持ちを伝える職場づくりを進めている。 ○質の高い人材の確保を目指し、学校訪問や積極的な実習受入れに取り組むほか、園で作成した若手職員が出演している紹介動画を活用することで、福祉職場の魅力の発信に努めている。 《要改善事項等》※対応済 ○職員による入所児童への不適切事案が発生した。施設全体での支援の振り返りや利用者の特性に応じた適切な支援方法の検討を行ったほか、アンガーマネジメント等の研修を実施するなど、権利擁護の徹底を図った。 ○利用者の個人情報(処方箋)の紛失が発生した。医療機関受診時のマニュアルの作成や個人情報の取扱いマニュアルの見直しを行ったほか、個人情報の取扱いに係る周知徹底を園全体で行った。 《特命要件の継続》 ○セーフティネットとしての都立施設の役割を果たすため、利用者支援及び施設運営について安全性と継続性を考慮していく必要があり、特命要件は継続している。
10	東京都 八王子福祉園	障害者支援施設	八王子市西寺方町 76	社会福祉法人 東京都社会福祉 事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	A	《総評》 当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行しており、優れた取組も認められる。 《評価のポイント等》 ○虐待認定を受けた施設の再生の取組をまとめたテレビ番組を事前視聴し、グループ単位で具体的なことを取り上げ、活発な意見交換を実施したことで「“出来ない理由”ではなく“出来る方法”を探る」という、福祉職の在り方を考える契機になった。 また、「八王子ミーティングルーム」(グループ、職位、職歴等の垣根を越えて話し合う場)において、新たに参加者が「ニコリほっと」エピソードを持ち寄り発表するというスタイルで実施したところ、良い支援の共有によるポジティブな意識の醸成とサービス向上へ寄与した。 ○福祉職の新人育成において、チューターを中心に個々の特性を踏まえたきめ細かな助言を行うとともに、公私も含めたケアを丁寧を実施した結果、新規職員の離職者ゼロという成果に繋がった。 ○重度・最重度の知的障害者の入所施設にあって、2名の地域生活移行を実現させた。移行後も、GHへの訪問や支援に関する相談受付等、アフターフォローの体制を整備することにより、新たな環境での生活の安定に寄与している。 《特命要件の継続》 ○セーフティネットとしての都立施設の役割を果たすため、利用者支援及び施設運営について安全性と継続性を考慮していく必要があり、特命要件は継続している。

	施設名	施設種別	所在地	指定管理者名	指定期間	総合 評価	評価内容
11	東京都立 東大和療育センター (分園よつぎ療育園)	医療型障害児 入所施設 療養介護事業所	東大和市桜が丘 3-44-10 (分園よつぎ療育 園) 葛飾区東四つ木 4-44-1-101	社会福祉法人 全国重症心身障 害児(者)を守る会	平成28年4月 ～ 令和8年3月	B	《総評》 当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行している。 《評価のポイント等》 ○在院期間の長期化や家族の高齢化を踏まえ、ACPの推進や利用者・家族の意向を踏まえた医療的ケア等の専門的な支援を関係機関と連携しながら行っている。 ○利用者等が充実した生活を送れるよう、利用者・家族や来訪者が楽しめる花火大会やクリスマス会などの季節行事を実施している。また、細分化された食事形態を写真付きの一覧表で示すことで、利用者の摂食嚥下機能に対応した食事提供ができるよう工夫している。 ○医療安全管理者養成の研修を修了した専任リスクマネージャーを設置し、インシデントレポートの分析・再発防止策の検討を行うほか、利用者安全と職員の医療安全に関する普及啓発活動を行うなど、リスク管理の徹底を図っている。
12	東京都立 東部療育センター	医療型障害児 入所施設 療養介護事業所	江東区新砂3-3- 25	社会福祉法人 全国重症心身障 害児(者)を守る会	令和2年4月 ～ 令和12年3月	B	《総評》 当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行している。 《評価のポイント等》 ○医療的ニーズの高い超(準超)重症児を積極的に受けており、利用者特性に応じた医療的・専門的支援を継続して行っているほか、障害をもつ乳幼児や超(準超)重症児について、家庭療育に向けた高度な療育サービスを提供するなど、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 ○ムーブメント教育・療法(MEPA-II R)を活用するなど、認知や障害特性により意思表示が困難な利用者の自己選択・自己決定を重視したコミュニケーションに取り組むことで、利用者個々の強みや可能性を反映した療育計画の作成や計画に基づいた支援に取り組んでいる。 ○利用者の能力維持・促進や生活体験の拡大を目的とした療育活動の提供を行ったほか、連絡ノートを活用した保護者との情報共有など、優れたサービスの提供に努めている。

【問合せ先】
(障害者施策推進部所管施設(東京都立東大和療育センター・東京都立東部療育センターを除く。))
福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課 菱田・土屋
電話:03-5320-4154・4157(直通) 都庁内線:33-280・281

(障害者施策推進部所管施設(東京都立東大和療育センター・東京都立東部療育センター))
福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課 片山・武山
電話:03-5320-4186・4376(直通) 都庁内線:33-290・131